

①事業名	【52】私学助成の充実－個性豊かで活力ある私学へ－	
②主管課及び関係課（課長名）	（主管課） 高等教育局私学部私学助成課（課長：芦立 訓） （関係課） 初等中等教育局幼児教育課（課長：蒲原 基道）	
③施策目標及び達成目標	<p>施策目標 3－4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p>達成目標 3－4－1 私立大学及び私立高等専門学校における教育又は研究に係る経常的経費に対する補助金の割合を高めるため、経常費補助等のより一層の充実を図る。</p> <p>達成目標 3－4－2 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教育に係る経常的経費に対する補助割合の向上を図るなど、経常費補助等のより一層の充実を図る。</p>	
④事業の概要	<p>私立学校は独自の建学の精神に則り、特色ある教育活動を推進しており、我が国の公教育において重要な役割を果たしていることから、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、経常費補助及び施設・設備の整備への補助を行っており、19年度概算要求においても補助のを。</p> <p>中でも、これまでの私立大学等経常費の補助内容を大幅に見直し、定員割れ大学等に対する助成の見直し、経営改善努力に対する支援、教育研究活動への積極的な取り組みに対する支援などを行うことにより、私立大学等における教育研究活動の活性化を推進する。</p>	
⑤予算額及び事業開始年度	平成19年度概算要求額：467,632 百万円（平成18年度予算額：458,732 百万円） 事業開始年度：昭和45年度 （私立大学等経常費補助・私立高等学校等経常費助成費補助の予算措置開始）	
⑥広報計画	私学助成の予算概要など、私学助成に関する情報を文部科学省ホームページなどを通じ提供することにより、学校法人関係者に対し適切な情報提供を行う。	
⑦事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕 ・私立学校の教育条件の維持向上 ・私立学校に在学する学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減 ・私立学校の経営の健全性を高める	
⑧得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕 本事業実施後、私立学校における教員一人あたりの学生数の減少により教育条件が向上するとともに初年度生徒等納付金の伸び率の縮小の傾向がみられ、私立学校に在学する学生・生徒等の経済的負担が抑制されてきており、本事業は一定の効果を上げているものとする。	
⑨得ようとする効果及び上位目標との関係	<p>【得ようとする効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教育条件の維持向上 ・私立学校に在学する学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減 ・私立学校の経営の健全性を高める <p>【上位基本目標・達成目標との関係】</p> <p>私立学校の振興に向け、私立学校における教育研究条件の維持・向上、経営の健全性の向上を図る。</p>	<p>⑩達成年度</p> <p>毎年度</p>
⑪必要性	<p>我が国の大学等の学生数の約、高校生の約3割、幼稚園児の約8割を占める私立学校における教育研究機能の高度化を推進していくことは、我が国全体の人材育成及び学術研究の振興を図る上で極めて重要な施策であり、私立学校の教育研究活動を財政的に支援する私学助成は、引き続き実施していく必要性が極めて高い。</p> <p>また、私学助成は、少子化対策施策としての「預かり保育推進事業」、私立学校施設の耐震化、IT教育の推進、施設のバリアフリー化や外国人留学生の受入れなどを進める私立学校を支援するなど、我が国の重要施策の実現のための手段としても必要性が高いものと言える。</p>	
⑫効率性	<p>・本事業は、昭和45年度の私立大学等経常費補助及び私立高等学校等経常費助成費補助の予算措置、昭和50年の私立学校振興助成法施行を経て、事業が継続されてきており、平成18年度の予算額は4,588億円となっている。また、学校法人への寄付金に対する税制上の特例措置としては、特定公益増進法人への寄付金について、寄付金控除や一般寄付金とは別枠の損金算入などの特例措置が講じられている。各学校法人においては経営基盤強化のため寄付金募集に取り組んでおり、収入構造に占める寄付金収入の割合は2.2%（平成15年度）となっているところであるが、私学の特色ある教育研究の一層の振興のためには税制の特例措置だけでは不十分であり、財政的な面からの</p>	

支援措置として私学助成の充実も併せて行うべきである。
 ・また、特色ある取り組みを行う学校に対する補助（例：私立大学等経常費補助金「特別補助」「私立大学教育研究高度化推進特別補助」、私立高等学校等経常費助成費補助金のうち特別補助）や、教育条件の良い学校に対する傾斜配分などの工夫により、より補助効果の高い事業・学校に対して重点的に配分する仕組みをつくっており、効率的な補助事業の実施に努めているところ。

⑬ 想定できる代替手段との比較考量

私立学校における教育研究基盤の充実、幅広い教育研究活動の安定的・継続的展開の支援、「競争原理」や「政策誘導機能」の発揮等といった当該政策の特性を踏まえると、代替手段はなく、今後も国として責任を持って推進すべきものである。

⑭ 指標・参考指標
 有効性

○私立学校数										
	S50	S55	S60	H2	H7	H13	H14	H15	H16	H17
大 学	305	319	331	372	415	496	512	526	542	553
短期大学	434	432	455	498	500	489	475	463	451	436
高等学校	1228	1240	1289	1312	1320	1318	1321	1318	1321	1321
中学校	555	548	581	609	645	686	691	700	709	721
小学校	160	166	168	168	173	172	175	179	187	194
幼稚園	7796	8781	8903	8785	8639	8443	8410	8389	8363	8354
○私学助成金額（百万円）										
	予算額	対前年度 伸び率	大学等分 予算額	対前年度 伸び率	高校等分 予算額	対前年度 伸び率				
S50	111,559		103,559		8,000					
H11	409,425		324,459		85,724					
H12	422,292	(3.1%増)	331,558	(2.2%増)	91,283	(6.5%増)				
H13	437,451	(3.6%増)	340,277	(2.6%増)	97,773	(7.1%増)				
H14	446,863	(2.2%増)	344,648	(1.3%増)	102,855	(5.2%増)				
H15	450,528	(0.8%増)	345,889	(0.4%増)	105,229	(2.3%増)				
H16	456,948	(1.4%増)	349,409	(1.0%増)	108,129	(2.8%増)				
H17	458,906	(0.4%増)	350,856	(0.4%増)	109,239	(1.0%増)				
H18	(0.1%減)		350,350	(0.2%減)	109,639	(0.4%増)				
H11-18 + (%増) +25,891 (7.98%増)+23,915 (27.90%増)										
○教育研究経費構成比率(%)										
※各学校の消費支出に対する構成割合										
		H12	H13	H14	H15	H16	(H12-H16)			
大 学		26.4	27.5	29.0	29.7	30.8	(+%)			
短期大学		25.8	26.6	27.6	27.4	26.3	(+%)			
							(H12-H16)			
高 校		20.2	21.0	21.8	22.6	23.6	(+3.4%)			
中学校		23.9	24.6	25.9	21.2	21.7	(-2.2%)			
小学校		24.5	25.3	25.2	23.2	23.9	(-0.6%)			
幼稚園		29.6	29.8	30.0	30.4		(+0.8%)			
○教育研究経費額（億円）										
		H12	H13	H14	H15	H16	(H12-H16)			
大 学		7,734.8	8,178.1	8,665.2	9,030.3	9,461.1	(+1,726.3)			
短期大学		1,041.1	969.2	933.8	870.6	827.4	(- 213.7)			
計		8,775.9	9,147.3	9,599.0	9,900.9	10,288.5	(+1,512.6)			
高等学校		2,261.5	2,292.6	2,334.3	2373.3	2429.8	(+ 168.3)			
中学校		548.7	557.5	586.6	488.2	509.2	(- 39.5)			
小学校		147.0	150.2	160.4	144.4	153.2	(+ 6.2)			
幼稚園		1,893.4	1,914.5	1,962.1	2,017.9		(+ 124.5)			
計		4,850.6	4,914.8	5,043.4	5,023.8		(+ 173.2)			
○教員数（人）										
		H12	H13	H14	H15	H16	(H12-16)			
大 学		79,377	80,830	83,260	84,296	86,685	(+7,308)			
短期大学		14,176	13,259	12,266	11,556	11,082	(-3,094)			
計		93,553	94,089	95,526	95,852	97,767	(+4,254)			
高等学校		62,190	61,932	60,980	60,325	60,086	(-2,104)			
中学校		12,270	12,315	12,384	12,578	12,837	(+ 567)			
小学校		3,236	3,248	3,276	3,364	3,480	(+ 244)			
幼稚園		80,444	80,801	81,863	82,671		(+)			

	計	158,140	158,296	158,503	158,938	()						
	○初年度生徒等納付金推移											
		S50	S55	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	
	大 学	372,767	704,890	913,009	1,059,161	1,192,967	1,283,499	1,288,481	1,291,769	1,293,049	1,305,956	
	(伸び率)		89.1%	29.5%	16.0%	12.6%	7.5%	0.3%	0.3%	0.1%	1.0%	
	高等学校	221,651	364,726	451,655	527,758	609,750	660,311	668,283	674,393	677,786	681,791	
	(伸び率)		64.5%	23.8%	16.8%	15.5%	8.3%	1.2%	0.9%	0.5%	0.6%	
	中学校	235,654	441,000	524,347	592,106	678,805	729,264	732,632	737,902	734,849	742,381	
	(伸び率)		87.1%	18.9%	12.9%	14.6%	7.4%	0.5%	0.7%	△ 0.4%	1.0%	
	小学校	224,004	430,608	487,691	552,729	640,229	689,201	695,538	703,066	706,158	714,067	
	(伸び率)		92.2%	13.3%	13.3%	15.8%	7.6%	0.9%	1.1%	0.4%	1.1%	
	幼稚園	118,314	176,029	202,132	225,259	277,889	303,728	307,814	310,794	312,776	314,725	
	(伸び率)		48.8%	14.8%	11.4%	23.4%	9.3%	1.3%	1.0%	0.6%	0.6%	
	○専任教員一人あたり学生等数											
		S50	S55	S60	H2	H7	H11	H12	H13	H14	H15	H16
	大 学	31.5	27.9	24.6	24.4	26.0	25.6	25.3	25.1	24.6	24.3	23.4
	短期大学	24.3	24.4	22.6	25.5	26.5	22.5	21.1	19.8	19.8	19.7	19.1
	高等学校	25.7	23.9	24.5	24.8	21.9	19.9	19.7	19.2	18.8	18.5	18.3
	中 学 校	23.0	21.3	21.8	21.6	20.5	19.5	19.1	19.0	18.7	18.5	18.4
	小 学 校	23.3	22.4	21.5	22.0	21.5	21.0	20.9	20.7	20.6	20.2	19.9
	幼 稚 園	27.3	24.2	21.7	20.8	18.5	17.7	17.4	17.1	17.1	16.8	
	○学校法人の各部門の消費支出／帰属収入(%)											
		H11	H12	H13	H14	H15	H16					
	大 学	82.5	81.8	83.7	86.3	86.7	88.6					
	短期大学	90.8	96.9	99.6	99.1	97.6	93.2					
	高等学校	92.7	93.2	95.9	96.7	97.5	98.5					
	幼稚園	88.9	87.2	89.2	90.1	89.3						
効果の把握の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度生徒等納付金の伸びが抑制されているかどうか。 ・教員一人あたり学生等数が減少しているかどうか。 ・教育研究経費構成比率・額が増加しているかどうか。 ・学校法人の消費支出／帰属収入が80%～90%台を維持しているかどうか。 											
得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠	<p>本事業は、学校法人の努力や税制など他の施策と併せて効果を発揮する性質のものであるが、本事業開始後、①補助金額の増加額に合わせ、教育研究経費に投入される資金が増加し、②私立学校における教員一人あたりの学生数の減少により教育条件が向上するとともに③初年度生徒等納付金の伸び率の縮小の傾向がみられ、私立学校に在学する学生・生徒等の経済的負担が抑制されてきており、ここ数年においてもその傾向が続いていることから、同様の事業を継続できれば、引き続き一定の効果を上げられるものと考えられる。</p>											
⑮ 公平性、優先性	<p>[政策の特性に応じて、必要により評価]</p> <p>我が国の大学等の学生数の約7割、高校生の約3割、幼稚園児の約8割を占める私立学校における教育研究の充実・高度化は、我が国全体の人材育成及び学術研究の振興を図る上で極めて重要な施策であり、国として、私立学校の教育研究活動を財政的に支援する私学助成は政策的優先度が極めて高いものである。</p>											
⑯ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等	<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成予算額 ○教育研究経費額・構成比率 ○初年度生徒等納付金の伸び率 ○学校法人の各部門の消費支出／帰属収入 ○教員一人あたり学生数 											
⑰ 備考												

私学助成の概要

「私立学校」は、学校教育の発展に大きく貢献。「私立学校振興助成法」に基づき、経常費の一部を国が補助

- ・ 建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を積極的に展開
- ・ 私立学校に在学する生徒・学生等の割合：幼稚園約80%、高等学校約30%、大学約74%
- ・ 私学助成の目的：①私学の教育研究条件の向上、②生徒・学生等の経済的負担の軽減、③私学の経営の健全性の向上

《経常費補助の割合》

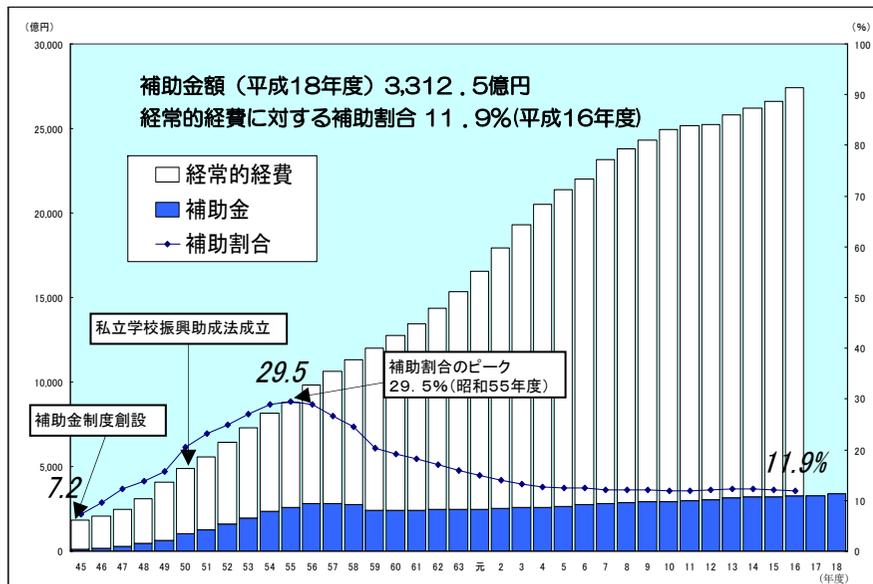
- ・ 私立学校振興助成法（自民党の議員立法により昭和50年7月に成立）の規定
「国は、～中略～ 経常的経費について、『2分の1』以内を補助することができる。」

・ 同法附帯決議（50.7.1 参議院文教委員会）

→私立大学に対する国の経常費補助の割合は「できるだけ速やかに『2分の1』とするよう努めること」

⇒ 国の経常費補助の現状：私立大学約12%、私立高等学校等約5%

私立大学における経常的経費と補助金額の推移



私立高等学校等の経常的経費と補助金額の推移

